

省 令

○農林水産省
環境省 令第三号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づき、愛がん動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十三年九月一日

農林水産大臣 鹿野 道彦
環境大臣 江田 五月

愛がん動物用飼料の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

愛がん動物用飼料の成分規格等に関する省令（平成二十一年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

愛玩動物用飼料の成分規格等に関する省令

本則中「規定する愛がん動物用飼料」を「規定する愛玩動物用飼料」に改める。

附則第二条中「愛がん動物用飼料」を「愛玩動物用飼料」に改める。

別表の一中「愛がん動物用飼料の成分規格」を「愛玩動物用飼料の成分規格」に改め、同表の一中「愛がん動物用飼料」を「愛玩動物用飼料」に改め、同表の一中「愛がん動物」を「愛玩動物」に改める。

別表の二の②を削る。

別表の二の③中「をいう。」の次に「の使用に伴い残留するその農薬」を加え、「愛がん動物用飼料」を「愛玩動物用飼料」に改め、同表の二の③の表中「ppm」を「 $\mu\text{g/g}$ 」に改め、同表の一中②を①とし、②の次に次のように加える。

(3) 次の表の第1欄に掲げる汚染物質（環境中に存在する物質であって、意図せず愛玩動物用飼料中に含まれるものをいう。）の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。

第 1 欄	第 2 欄
アフラトキシンB ₁	0.02 $\mu\text{g/g}$
デオキシニバリンール	2 $\mu\text{g/g}$ （犬用） 1 $\mu\text{g/g}$ （猫用）
カドミウム	1 $\mu\text{g/g}$
鉛	3 $\mu\text{g/g}$
砒素	15 $\mu\text{g/g}$
BHC（ α -BHC、 β -BHC、 γ -BHC及び δ -BHCの総和をいう。）	0.01 $\mu\text{g/g}$
DDT（DDD及びDDEを含む。）	0.1 $\mu\text{g/g}$
アルドリン及びデアルドリン（総和をいう。）	0.01 $\mu\text{g/g}$
エンドリン	0.01 $\mu\text{g/g}$
ヘタクロル及びヘタクロルエポキシド（総和をいう。）	0.01 $\mu\text{g/g}$

別表の1の④及び同表の2中「愛がん動物用飼料」を「愛玩動物用飼料」に改める。
別表の3中「愛がん動物用飼料」を「愛玩動物用飼料」に改め、同表の3のウ中「すんて」を「ゆて」に改める。

附 則

この省令は、平成二十四年三月一日から施行する。

規 則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年九月一日

人事院総裁 江利川 毅

人事院規則九一七―二七

人事院規則九一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十四の表地方農政事務所の項を次のように改める。

地方農政局地域センター	センター長	次長	総括管理官（人事院の定めるものに限る。）	総括業務官（人事院の定めるものに限る。）
	センター長	次長	総括管理官（人事院の定めるものに限る。）	総括業務官（人事院の定めるものに限る。）
	一種	三種	四種	五種

別表第一の二十四の表地方農政局の事務所（地方農政事務所を除く。）及び事業所の項、地方農政局の事務所（地方農政事務所を除く。）又は事業所の建設所の項及び地方農政局の事務所（地方農政事務所を除く。）又は事業所の支所及び管理所の項中（地方農政事務所を除く。）を削り、同表地方農政局又は地方農政事務所の統計・情報センターの項を削り、同表北海道農政事務所統計・情報センターの項を次のように改める。

北海道農政事務所地域センター	センター長	次長	総括管理官（人事院の定めるものに限る。）	総括業務官（人事院の定めるものに限る。）
	センター長	次長	総括管理官（人事院の定めるものに限る。）	総括業務官（人事院の定めるものに限る。）
	一種	三種	四種	五種

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九一五五（特勤勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年九月一日

人事院総裁 江利川 毅

人事院規則九一五五―〇八

人事院規則九一五五（特勤勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一五五（特勤勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表の一の表青森県の項中、「十和田市大字奥瀬字十和田四八六」を、「十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋四八六」に改める。